

令和4年11月29日  
総務部職員課

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨		児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。
児童相談所福祉業務手当	第6条	児童相談所福祉業務手当に係る引用条項について、規定を整備する。
附則		令和5年4月1日から施行する。

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第5条 (略) (児童相談所福祉業務手当)	第1条～第5条 (略) (児童相談所福祉業務手当)
第6条 児童相談所福祉業務手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) (略) (2) 児童相談所に勤務する職員で、児童福祉法 <u>第12条第2項</u> に規定する業務（同法第11条第1項第2号ホに定める業務を除く。）を行うため、家庭訪問、指導、判定、相談等の業務に従事したもの	第6条 児童相談所福祉業務手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) (略) (2) 児童相談所に勤務する職員で、児童福祉法 <u>第12条第3項</u> に規定する業務（同法第11条第1項第2号ホに定める業務を除く。）を行うため、家庭訪問、指導、判定、相談等の業務に従事したもの
2 (略)	2 (略)
第7条～第9条 (略) 附 則	第7条～第9条 (略) 附 則  この条例は、令和5年4月1日から施行する。